

明和町工場立地法に基づく準則を定める条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 7 日

明和町条例第 号

明和町工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法(昭和 3 4 年法律第 2 4 号。以下「法」という。)

第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項の規定により本町の準則として定める区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
明和町全域	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への算入割合)

第 4 条 緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下この条において「緑地面積率という」)の算出において、工場立地法施行規則(昭和 4 9 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 1 0 0 分の 5 0 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 5 条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日に既に設置されている特定工場において、法第6条第1項第4号に掲げる事項、同項第5号に掲げる事項のうち当該特定工場の生産施設の面積又は同項第6号に掲げる事項に係る変更を伴わない緑地又は緑地以外の環境施設の面積のみ変更を行う場合は、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、法第4条第1項の規定により公表された準則で定める割合を下回ることとはできないものとする。
- 3 昭和49年6月28日に既に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項又は第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考中「0.2」とあるのは「0.05」と、「0.25」とあるのは「0.1」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布日から施行する。